

議案第43号

二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例を別紙のように
制定する。

平成27年9月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

ひとり親家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図るためにあたり、本条例を制定するために提案する。

二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 20歳未満で規則で定める学校に在学している者

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童

- (2) 養育者及び養育者が扶養する前条第3項に掲げる児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による医療扶助を受けることができる者
- (2) 児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者
- (3) 規則で定める他の医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者
- (助成の制限)
- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所得のあった翌々年の1月1日から1年間は対象者としない。
- (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で、ひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関する規則の定めによること。
- 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
- (医療証の交付)
- 第5条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則の定めるところにより、町長に申請し、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。
- (助成の範囲)
- 第6条 町長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、法令の規定によって対象者及び対象者に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。
- 2 前項の医療費の額は、健康保険の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- (助成の方法)
- 第7条 第6条第1項に規定する対象者の医療費の助成は、対象者が保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に第5条に規定する医療証を提示して療養の給付等を受けた場合には、町長が助成する額を当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めたときは、ひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する対象者の現況について、規則の定めるところにより町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例の規定による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 対象者に係る療養の給付等の原因が第三者の行為によるものである場合において、当該第三者から損害賠償がなされたときは、町長は、当該損害賠償額の範囲については第6条の規定による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の行為によってこの条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

2 二宮町小児の医療費の助成に関する条例（平成17年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「二宮町ひとり親家庭等医療費助成事業による助成を受けることができる者」を「二宮町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成27年条例第 号）の規定による助成を受けることができる者」に改める。

(経過措置)

3 この条例の施行前に二宮町ひとり親家庭等医療費助成事業によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。